

大阪・関西万博法被貸出要綱

制定 令和6年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、西区役所所有の大阪・関西万博法被（以下「万博法被」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 西区内で開催される大阪・関西万博の盛り上げを目的とするイベント等において、万博法被の着用により、広く区民等へ大阪・関西万博の認知度や来場意欲の向上を図る。

(貸出について)

第3条 西区長は、万博法被を区内の各種団体、企業、学校等に貸し出すことができる。

- 2 貸出数は1団体1回あたり、概ね15着以内とする
- 3 貸出期間については、貸出日及び返却日を含めて14日以内とする。

(貸出申込)

第4条 万博法被の貸出を希望する前条に規定する者（以下「貸出希望者」という。）は、あらかじめ大阪・関西万博法被貸出申込書（様式第1号）（以下「貸出申込書」という。）を西区長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 貸出は原則として先着順とする。
- 3 第1項の申込みは、貸出希望日の1月前から1週間前までの間、受け付けるものとする。ただし、受付開始日が休日等の場合は、その翌日を受付開始日とする。

(使用承認)

第5条 西区長は、前条の規定による貸出申込書の提出があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、貸出を承認することとする。

- (1) 営利を目的とするとき
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき
- (3) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあるとき
- (4) 特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれがあるとき
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、使用を不適切と認めるとき

- 2 西区長は、前号の規定に基づき貸出を承認した場合は、大阪・関西万博法被貸出承認通知書（様式第2号）により貸出希望者に通知し、貸出を承認しなかった場合は、大阪・関西万博法被不承認通知書（様式第3号）により貸出希望者に通知することとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 万博法被を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用にあたって次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条の目的にのみ使用すること
- (2) 複製、改変、譲渡及び転貸しないこと
- (3) 使用にあたっては、使用者が借受け及び返却を西区役所の窓口で開庁日の執務時間内に行うこととし、使用の際に発生する運搬等の費用は、使用者が負担すること
- (4) 使用にあたっては、汚損・破損・紛失防止のため、取り扱いには十分注意し、修繕・弁償が必要になった場合には、速やかに連絡、協議のうえ、使用者の責任と費用負担により原状回復すること
- (5) 使用にかかるけがや事故等について、西区役所は一切の責任を負わない
- (6) 洗浄後の返却とすること

(使用料)

第7条 万博法被の使用料については、無償とする。

(貸出の変更)

第8条 使用者は、申請内容を変更しようとするときは、大阪・関西万博法被貸出変更申込書（様式第4号）を西区長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 西区長は、前項に規定する大阪・関西万博法被貸出変更申込書を受け付けた場合には、その内容を審査のうえ適当と認めるときはこれを承認し、大阪・関西万博法被貸出承認変更通知書（様式第5号）を交付する。変更を承認しなかった場合は、大阪・関西万博法被変更不承認通知書（様式第6号）により貸出希望者に通知することとする。

(貸出の取消し)

第9条 西区長は、万博法被の使用が、この要綱及び貸出承認の内容に反していると認めるときは、当該万博法被の貸出を取消することができる。

- 2 前項の承認の取消しは、大阪・関西万博法被取消通知書（様式第7号）により通知する。
- 3 西区役所は、承認を取消したことにより生じる損害について、賠償する責任を一切負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は西区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

－ご利用にあたってのお願い－

- 事前に電話、FAX または電子メールで予約状況をお確かめください。
- 貸出時に万が一不具合がございましたら、お手数ですが当区までご連絡ください。
- 使用にあたっては、汚損・破損・粉失防止のため、取扱いには十分注意し、修繕・弁償が必要になった場合には、速やかに連絡、協議のうえ、使用者の責任と費用負担により現状回復をお願いします。
- 使用にかかるけがや事故等について、西区役所は一切の責任を負いません。
- 複製、改変、譲渡または転貸しはできません。
- 万博の盛り上げ等の目的以外は使用できません。
- 洗浄後に返却してください。
- 貸出期間後の返却は事前連絡をお願いします。
- お渡し、返却時間については、区役所の開庁日の平日（月曜～金曜）9時から17時30分とさせていただきます。

（注）貸出には審査がありますので、貸出希望日の一週間前までに申込書をご提出ください。

様式第2号（第5条第2項関係）

大西総第 号
令和 年 月 日

様

大阪・関西万博法被貸出承認通知書

西 区 長

令和 年 月 日付けで申込みのありました大阪・関西万博法被の貸出について、次の条件を付して承認します。

記

1 使用数

着

2 使用目的

3 使用場所

4 使用期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで

5 貸出期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで

6 使用上の遵守事項

裏面のとおり

－ご利用にあたってのお願い－

- 事前に電話、FAX または電子メールで予約状況をお確かめください。
- 貸出時に万が一不具合がございましたら、お手数ですが当区までご連絡ください。
- 使用にあたっては、汚損・破損・粉失防止のため、取扱いには十分注意し、修繕・弁償が必要になった場合には、速やかに連絡、協議のうえ、使用者の責任と費用負担により現状回復をお願いします。
- 使用にかかるけがや事故等について、西区役所は一切の責任を負いません。
- 複製、改変、譲渡または転貸しはできません。
- 万博の盛り上げ等の目的以外は使用できません。
- 洗浄後に返却してください。
- 貸出期間後の返却は事前連絡をお願いします。
- お渡し、返却時間については、区役所の開庁日の平日（月曜～金曜）9時から17時30分とさせていただきます。

様式第3号（第5条第2項関係）

大西総第 号
令和 年 月 日

様

大阪・関西万博法被貸出不承認通知書

西 区 長

令和 年 月 日付けで申込みのありました大阪・関西万博法被の貸出について、次の理由により承認できないことを通知します。

記

理 由

大阪・関西万博法被貸出要綱第 条第 項第 号に該当するため。

大阪・関西万博法被貸出変更申込書

西 区 長 様

申請者 住 所
氏 名

（団体の場合は団体名及び代表者名を記入すること）

電話番号 ()

令和 年 月 日付け大西総第 号にて、貸出承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 使用数

着

→

着

※ 大阪・関西万博法被は概ね15着以内とする

※ 貸出は原則として先着順とする

2 使用目的

3 使用場所

4 貸出期間（※貸出日及び返却日を含めて14日以内）

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで

↓

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで

※内容を変更する項目の□にチェックを入れ、変更内容をご記入ください。

－ご利用にあたってのお願い－

- 事前に電話、FAX または電子メールで予約状況をお確かめください。
- 貸出時に万が一不具合がございましたら、お手数ですが当区までご連絡ください。
- 使用にあたっては、汚損・破損・粉失防止のため、取扱いには十分注意し、修繕・弁償が必要になった場合には、速やかに連絡、協議のうえ、使用者の責任と費用負担により現状回復をお願いします。
- 使用にかかるけがや事故等について、西区役所は一切の責任を負いません。
- 複製、改変、譲渡または転貸しはできません。
- 万博の盛り上げ等の目的以外は使用できません。
- 洗浄後に返却してください。
- 貸出期間後の返却は事前連絡をお願いします。
- お渡し、返却時間については、区役所の開庁日の平日（月曜～金曜）9時から17時30分とさせていただきます。

(注) 貸出変更には審査がありますので、変更希望日の一週間前までに申込書をご提出ください。

様式第5号（第8条第2項関係）

大西総 第 号
令和 年 月 日

様

大阪・関西万博法被貸出承認変更通知書

西 区 長

令和 年 月 日付けで申込みのありました大阪・関西万博法被の貸出内容の変更に
ついて、次により使用内容の変更を承認します。

記

変更項目	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 使用数	着	着
<input type="checkbox"/> 使用目的		
<input type="checkbox"/> 使用場所		
<input type="checkbox"/> 貸出期間		

使用上の遵守事項
裏面のとおり

－ご利用にあたってのお願い－

- 事前に電話、FAX または電子メールで予約状況をお確かめください。
- 貸出時に万が一不具合がございましたら、お手数ですが当区までご連絡ください。
- 使用にあたっては、汚損・破損・粉失防止のため、取扱いには十分注意し、修繕・弁償が必要になった場合には、速やかに連絡、協議のうえ、使用者の責任と費用負担により現状回復をお願いします。
- 使用にかかるけがや事故等について、西区役所は一切の責任を負いません。
- 複製、改変、譲渡または転貸しはできません。
- 万博の盛り上げ等の目的以外は使用できません。
- 洗浄後に返却してください。
- 貸出期間後の返却は事前連絡をお願いします。
- お渡し、返却時間については、区役所の開庁日の平日（月曜～金曜）9時から17時30分とさせていただきます。

様式第6号（第8条第2項関係）

大西総第 号
令和 年 月 日

様

大阪・関西万博法被貸出変更不承認通知書

西 区 長

令和 年 月 日付け大西総第 号により承認しました大阪・関西万博法被の貸出変更について、次の理由により承認できないことを通知します。

記

理 由

大阪・関西万博法被貸出要綱第 条第 項第 号に該当するため。

様式第7号（第9条第2項関係）

大西総第 号
令和 年 月 日

様

大阪・関西万博法被貸出承認取消通知書

西 区 長

令和 年 月 日付け大西総第 号により承認しました大阪・関西万博法被
の貸出について、次の理由により貸出承認を取消します。

記

理 由

大阪・関西万博法被貸出要綱第 条第 項第 号に該当するため。